

## 選挙人名簿等流出に係る第三者委員会報告書 議会概要版

※ 報告書全文は町ホームページで公開しています。

### ●選挙人名簿等流出に係る第三者委員会とは？

選挙人名簿等の流出の不祥事に関して、速やかに原因究明を行い、今後の再発防止を図るため設置されました。

所掌事務は、不祥事の原因究明に関する事、不祥事の再発防止に関する事、不祥事の原因者の取扱いに関する事、その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事とされています。

委員は3名で、弁護士1名、大学教授2名（うち1名は委嘱時には准教授）となっています。

今回の報告書は、町長が自ら主導して町の選挙人名簿の抄本を持ち出し、コピーを行った上で、選挙管理委員会の書記長に指示し、町議会議員選挙の立候補予定者3名に渡すという前代未聞の不祥事に対して、第三者委員会は調査を行い、結果をまとめたものです。

今回の不祥事は、関係当事者の遵法意識の欠如、関係当事者の馴れ合い意識、町の情報管理体制の不備により起こってしまい、松本町長と元選挙管理委員会書記長が職員時代に形成したインフォーマルな（私的）人間関係が、両者が町長と選挙管理委員会書記長という重要な公職に就いた後においても、組織におけるフォーマルな（公的）関係より優位となっていたことによって生じた特殊事案としての性格が濃いとされています。

関係当事者の事情聴取（面談）時に特に気になったことは、町長、町議会議員、選挙管理委員会書記長という重職にありながら、遵法意識の低さ、責任感の軽さであり、関係当事者から率直な反省の言葉や改悛の情がほとんど示されなかったことは誠に遺憾としています。

再発防止対策の提案が行政及び議会に示されていますが、再発防止への懸念があり、早急な是正と今回の不祥事の一刻も早いけじめが必要としています。

委員会には強制捜査の権限がないため限界はあるものの、調査の結果として判断をのべ、その責任の重大さから速やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を望むとしています。

報告書に記載された関係当事者に対する法的責任については、次頁からのとおりです。

**松本町長の行為は、少なくとも次の罪に問われるべきと判断**

- ① 令和2年2月2日頃、自身が立候補を予定していた町長選挙で利用するために、投票状況が記載された選挙人名簿を正当な理由なく持ち出した行為  
⇒窃盗罪(刑法第235条)
- ② 選挙人名簿を窃取する目的で、その目的を秘して文書保管庫の鍵を借り出し、侵入する行為  
⇒建造物侵入罪(刑法第130条)
- ③ 選挙人名簿に記載されている氏名、生年月日、性別及び住所の基本4情報、並びに誰が投票したか、誰が期日前投票をしたかの個人の投票状況の情報が町の全域の情報として一覧性をもって表示されていた情報を漏洩した行為(共犯)  
⇒守秘義務違反の罪(地方公務員法第34条第1項、第60条第2号)
- ④ ③の個人の投票状況が記載された選挙人名簿を特定の候補者に渡す、選挙の自由を妨害する行為(共同正犯者)  
⇒職権濫用による選挙の自由妨害罪(公職選挙法第226条第1項)
- ⑤ 町議会議員選挙の立候補予定者3名に対し、前年に実施された自身の町長選挙における活動の謝礼として選挙人名簿のコピーを渡した行為  
⇒買収(供与)罪(公職選挙法第221条第1項第3号)

**町選挙管理委員会書記長(当時)の行為は、少なくとも次の罪に問われるべきと判断**

- ① 選挙人名簿に記載されている氏名、生年月日、性別及び住所の基本4情報、並びに誰が投票したか、誰が期日前投票をしたかの個人の投票状況が町の全域の情報として一覧性をもって表示されていた情報を漏洩した行為  
⇒守秘義務違反の罪(地方公務員法第34条第1項、第60条第2号)
- ② ①の個人の投票状況が記載された選挙人名簿を特定の候補者に渡す、選挙の自由を妨害する行為  
⇒職権濫用による選挙の自由妨害罪(公職選挙法第226条第1項)

**松本町長及び町選挙管理委員会書記長(当時)**

「民法上の不法行為」として町に対してその損害を賠償する責任を負うものと解される。

さらに、町に対し、その信用失墜等の無形損害その他の損害を与えた可能性もある。

### 町議会議員 2名

町議会議員 2名の行為は、被買収罪(公職選挙法第 221 条第 1 項第 5 号)の嫌疑が拭えないものと判断した。

選挙人名簿のコピーの提供が、町長選挙において選挙運動したことの謝礼としての認識があつたかどうかは、今後のさらなる調査(捜査)に委ねるとしたい。  
証拠隠滅罪(刑法第 104 条)についても、一層の調査(捜査)が必要である。

### 前町議会議員

前町議会議員については、被買収罪(公職選挙法第 221 条第 1 項第 5 号)に問うには、より一層の調査(捜査)が必要である。

●報告書本文の最後には委員会の思いが込められています。

この町には、連綿として受け継がれてきた気高いまちづくりの歴史がある。今回の不祥事を乗り越えて、町民が真鶴町で暮らすことの生きがいと誇りを取り戻すことができるような、責任ある町政が回復されることを祈念して、報告書の結びとする。